



市・県民税(住民税)のはなし

申告って何？ 自分は申告が必要？

Part 2



⇒ 所得、扶養、非課税についての解説は、「Part 1」をご覧ください。

○確定申告、市民税・県民税申告とは？

1年間（1～12月）の収入、所得や控除（扶養や医療費など）を申告書に記入し、税務署や市役所に提出することです。申告の内容は所得税や市民税・県民税（住民税）の計算の資料になるほか、国民健康保険料や介護保険料、保育料、臨時給付金など、様々な行政サービスの料金算定等の基礎となります。

○所得の申告の種類は？



所得の申告には、確定申告と市民税・県民税（住民税）申告の2種類があります。

収入が給与のみの方や公的年金のみの方は、申告書の代わりとなる資料が支払元（勤務先や年金機構など）から市役所に提出されるため、追加や変更がない限りは申告の必要がない場合も多いです。

➤ 確定申告 ⇒ 税務署

確定申告は、所得税（国税）の精算をするための手続きです。前年の全ての収入や控除を申告し、その人が前年分として最終的に納めるべき税額を決定します。源泉徴収されている額が**多過ぎれば還付され、少なければ追加で納付すること**になります。毎年3月15日が期限となっています。

確定申告の情報は税務署から市役所にも送られ、市民税・県民税の計算や行政サービスの情報として利用されます。確定申告をした人は、改めて市民税・県民税の申告をする必要はありません。

➤ 市民税・県民税（住民税）申告 ⇒ 市役所

市民税・県民税申告は、前年の収入を元に、その年の住民税を決定するための手続きです。確定申告と同様に前年の全ての収入や控除を申告することで、住民税が決定されます。こちらも3月15日が期限です。

所得税の申告義務がない方や、所得が少なく所得税が発生しない方、収入が全くなかった方など、こちらの手続きが必要な場合があります。こちらは市民税・県民税の計算や行政サービスの情報として利用されます。なお、市民税・県民税申告では、所得税の還付を受けることはできません。

* 源泉徴収とは？

源泉徴収とは、毎月の給与等から暫定的な額の所得税を差し引くことをいいます。所得税は、最終的には1年間を通しての所得状況等から決められるものです。年末調整や確定申告で精算をしなければ、1年間では正しい金額にはなりません。退職した場合や、年末調整をしないアルバイト等で、確定申告をすると還付が発生するのは、精算した結果、源泉徴収されていた額が最終的に納めるべき1年間の所得税よりも多かつたからです。

* 年末調整とは？

確定申告と同じことを簡易的に行っているのが、職場での年末調整です。12月の給与から源泉徴収される金額を調整することで、1年間の所得税を精算します。年末調整で所得税を正しく精算できるのは、あくまで収入が1か所からの給与のみの場合で、他の所得がある場合は申告をしなければ正しく精算できません。

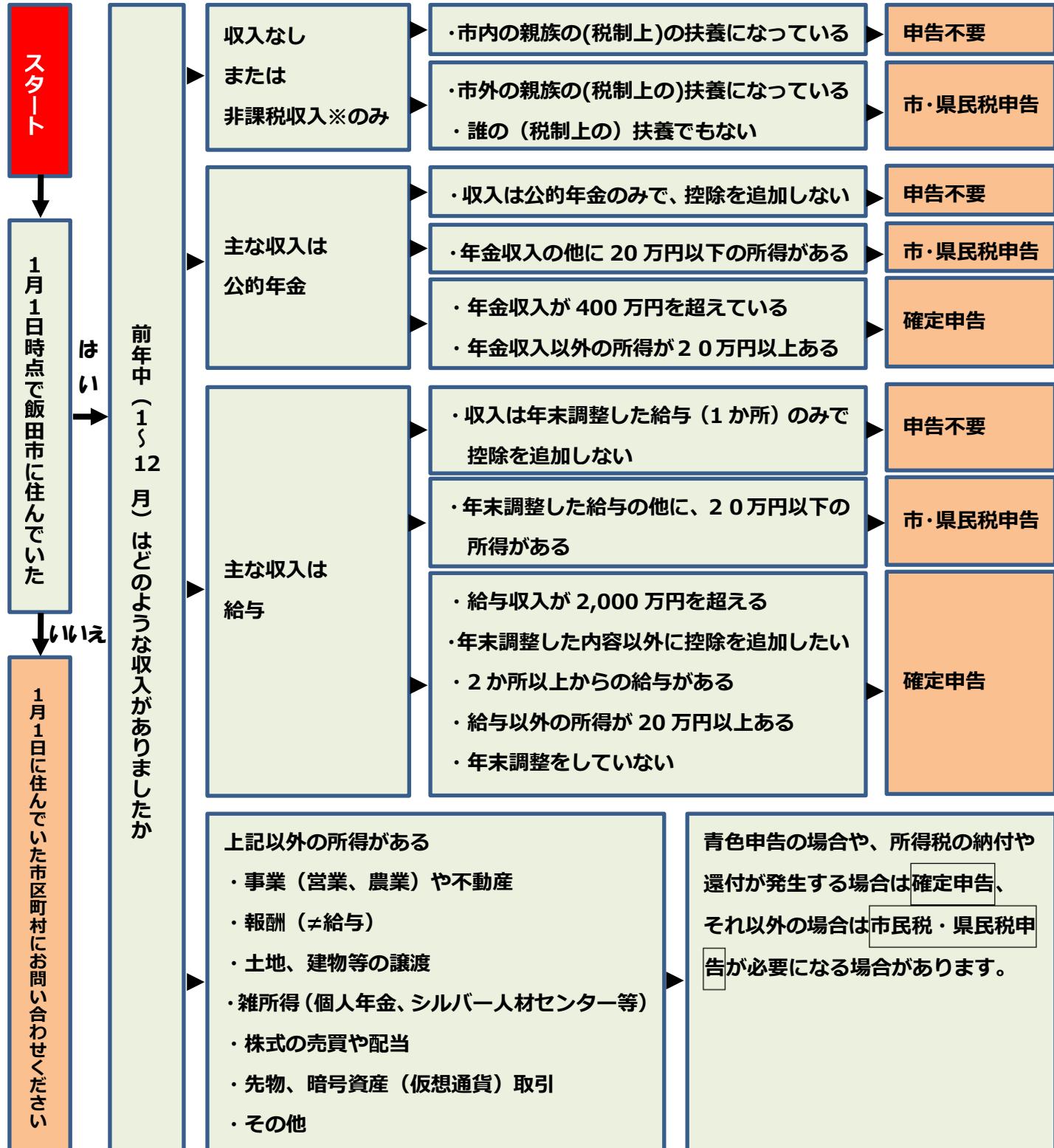


それで、結局自分は申告する必要があるの？

⇒⇒⇒ 裏面のフローチャートでチェック！

○申告が必要か必要でないか、チェックしてみましょう

- 「収入」と「所得」は異なります。詳しくは「市・県民税のはなし Part 1」をご覧ください。
- 所得税の還付を受ける場合は、このフローチャートの結果に関わらず確定申告が必要です。
- 確定申告をする場合は、市・県民税申告は不要です。
- こちらのフローチャートはあくまでも簡易的な判定用です。詳細はお問い合わせください。



※非課税収入に該当するものには、遺族年金、障害年金、失業給付などがあります。

お問い合わせはこちら

飯田市役所 税務課 市民税係

(代) 0265-22-4511 内線 5161~5163